

経済要録

国内

◆「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正について

大蔵省は、12月1日、「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」の通達の一部改正を行った。同通達の改正は、主として金融仲介機能の強化による金融機関の融資対応力の拡充、さらには自己資本比率の国際統一基準達成といった観点から、一般貸付債権信託について新たに取扱い要領を定めたもの。

◆金融制度調査会ディスクロージャー作業部会中間報告「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」

金融制度調査会のディスクロージャーに関する作業部会は、12月2日、「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」と題する中間報告を取りまとめ、公表した。同報告の概要は以下のとおり。

第1. 資産の健全性に関する情報開示についての基本的考え方

1. 開示の意義

金融機関の公共性や社会的責任の重大性を勘案すれば、ディスクロージャーを充実し、金融機関の経営内容の透明性を確保することが必要。

金融の自由化、国際化のさらなる進展、金融制度改革の実施により、金融機関間の競争がより促進されれば、金融機関の経営の健全性確保のための自己規正の手段としてのディスクロージャーの役割はより一層重要性を増す。

資産の健全性に関するディスクロージャー

は、金融機関の自己規正に関して大きな意義を有する。

個別金融機関が資産の健全性に関するディスクロージャーを平成5年3月期より行うこと期待。

2. 開示にあたって配慮すべき事項

(1) 信用秩序への配慮等

信用秩序に対する十分な配慮を行い、漸進的・段階的に拡充することが適当。また、金融機関の貸出業務の歪みをもたらすことのないよう配慮する必要。

金融機関経営の健全性の判断は総合的見地からなされるべきであり、開示計数のみが独り歩きしたり、その意味が誤解されることとなれば、ディスクロージャーの意義が損なわれる。

開示対象債権の名称についても適切な配慮が必要。

(2) 比較可能性の確保

(3) 国際化への対応

米国と欧州諸国では制度・実態に相当の隔たりがあるが、我が国のディスクロージャーの目標すべき方向としては、市場の要請をより重視し、資産の健全性に関するディスクロージャーを積極的に推進することが適当。

第2. 開示対象および方法

1. 開示の対象

預金者、利用者、投資家、一般国民等へ幅広く開示することが重要。

2. 開示の箇所

いわゆるディスクロージャー誌で行うと

ともに、上場金融機関等については有価証券報告書においても開示されることが望ましい。

3. 開示の根拠

当面は、全銀協等の統一開示基準等業界の自主ルールを根拠として開示を行っていくことが適当。

第3. 開示すべき債権の範囲および開示金融機関

1. 開示すべき債権の範囲

金融機関は資産の運用については適正なリスク管理を行う責務を負っており、保有する債権の健全性については、その元本自体の回収可能性が最も問題。

(1) 経営破綻先に対する債権額

いわゆる不良債権の概念として、元本の回収可能性に着目し、近い将来において償却するに至る可能性の高い債権を、すべての銀行が開示する。

(2) 未収利息不計上債権額

将来において償却すべき債権に転換する可能性のある債権についても、開示することが望ましい。また、地域金融機関については、営業地域が限定されていること等から、当面、「延滞債権額」の開示を求めない。ただし、他業態のディスクロージャーの影響等を見極め、できるだけ早期に開示を行うことを検討。

2. 金利減免・棚上げ先に対する債権額

当面、元本の回収可能性に着目し、債権の健全性に関するディスクロージャーを充実していくことが適当である。金利減免・棚上げは債務者の再建・支援を図ること、すなわち、元本の回収が前提となっていることから、当面は、開示を求めるが、今後引き続き検討していくことが適当である。

3. 担保等の取扱い

担保等控除後の計数については、その全額が回収不能と誤解される可能性がある。また、担保等をどの程度確保するかについては、金

融機関ごとあるいは個別の貸出ごとにおけるずと差異がある。さらに、担保等控除後の計数の開示を求めるにより、担保等は十分ではないが将来の成長が見込まれる優良企業への貸出が抑制される等、銀行の貸出業務を歪める可能性がある等の問題もある。したがって、担保等控除後の計数の開示を統一的に求めることは不適切である。

4. 協同組織金融機関

協同組織金融機関は、組合員・会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人であること等から、他業態のディスクロージャーの状況等を見極めたうえで、将来的に検討すべきである。

◆大蔵省発表「金融制度改革実施の概要について」

大蔵省は、12月17日、「金融制度改革実施の概要について」と題する金融制度改革政省令案の骨子を取りまとめ、発表した。以下は、全文である。

先の通常国会において成立した金融制度改革法は、業態別子会社方式による相互参入、資本市場の健全な発展等を主な内容としているが、その具体的細目については政省令等に委ねられている。

今般、この金融制度改革の具体的細目について、①制度改革の理念に沿い、その方向性を明確にしつつ改革の着実な実施に努めるとともに、②制度改革の円滑な実施を図る見地から、市場の状況等に鑑み、漸進的、段階的に参入を推進していく、との方針の下にその骨子を下記の通り策定したところである。

今後、この骨子の内容に従って、明年4月頃に金融制度改革法を施行することを目標として作業を進め、所要の政省令等をできる限り早期に制定することとした。

なお、業態別子会社の業務範囲、弊害防止措置等については、金融制度改革実施後の状況、市場の状況、証券会社及び金融機関の経営に与える影響等を勘案しつつ、法施行後2年ないし3年を目途に見直しを行うこととする。

記

1. 証券子会社関係

(1) 当初の業務範囲

株式市場の現況、証券会社の経営の健全性等に鑑み、以下の業務を当初の業務範囲から除く。

① 株券の発行業務及び流通業務

(注) 株券の流通業務のうちブローカー業務については、法律で、当分の間禁止されている。

② エクイティもの（転換社債券（C B）、新株引受権付社債券（ワラント債）、新株引受権証券（ワラント））の流通業務

ただし、エクイティものの発行業務の延長として行われる必要最小限の流通業務を除く。

③ 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引

(2) 弊害防止措置

弊害防止措置については、親子関係にあることを利用した取引等が行われることにより、市場機能が歪められ、資本市場の健全な発展が阻害されることを防ぐ観点から、以下の措置を講ずることとする。

① 親金融機関がその影響力を及ぼすことができる企業が発行する証券を、その証券子会社が引き受けることの制限

純資産5,000億円未満の企業が証券を発行する際に、親金融機関が主受託となっている場合又は過去2年間における直近3回の発行で過半数主受託となっている場合において、その証券子会社が当該発行における引受主幹事とならないものとする。

② 共同訪問等の禁止

共同訪問は、顧客の要請に基づく場合を除き行わないものとする。顧客の要請の有無を確認する方法については、何らかのルールを設けて、実効性の確保を図ることとする。例外として共同訪問が認められる場合等について一定の行為規制を課し、規制される具体的な行為類型等については、省令の解釈通達を發出することとする。また、これと併せ、銀

行・証券両業界の自主ルールが作成されることが望ましい。さらに、併せて関連する証券取引法第65条違反のおそれのある行為の類型についても通達によって明確にする。

③ 情報交換の制限

顧客又は発行者に関する非公開情報の受領、提供を原則として行わないものとする。

ただし、顧客の事前の書面による同意（個別の同意を原則とする。）がある場合を例外とする。

非公開情報の具体的な内容等については、銀行・証券両業界の自主ルールとされることが望ましい。

④ 親金融機関と証券子会社の人事交流に関する規制

証券子会社の職員については、設立後5年を目途として、プロパー職員の比率を50%程度に引き上げる等プロパー化比率の向上に努める。

(注) 証券子会社の役員については、原則として、

・代表権のある役員は、親金融機関の役員にならないものとする。

・代表権のない役員は、離職後概ね2年間は親金融機関の役員又は証券関係部署の職員にならないものとする。

なお、本ルールは、自主申し合わせ事項となっている。

⑤ 店舗等の共用に関する規制

証券子会社の本社は親金融機関の本社と同一建物に設置してはならない等の規制を行う。

その他、証券子会社の支店、営業所を親金融機関の店舗等と同一建物に設置することの規制、コンピュータ設備・ディーリングルーム等の共用の規制を行う。

⑥ その他の弊害防止措置

イ. 親金融機関との取引に係る証券子会社の収入の割合を制限する。

ロ. 証券子会社が親金融機関の発行する証券の引受主幹事となることを制限する。

ハ. 親金融機関に債務を有している企業が発行する証券を証券子会社が引き受けた場合、当該発行によって調達される資金が当該債務の返済に充てられる可能性がある旨の開示を証券子会社に義務付ける。

ニ. 証券子会社は親金融機関を利用した抱き合せ販売を行わないものとする。

ホ. 証券子会社が引き受けた証券の購入のため、顧客に対して親金融機関が信用供与を行っていることを知りながら、当該証券子会社が当該証券を販売することを制限する。

ヘ. 親金融機関との取引において、アームズ・レンジス・ルールの適用（通常の条件での取引）を証券子会社に義務付ける。

ト. 証券子会社が引き受けた証券を親金融機関に販売することを制限する。 等

（注）上記の弊害防止措置については、④、⑤、⑥のイ.を除き、基本的に省令に規定するとともに、証券取引等監視委員会の検査の対象とする方向で検討する。

2. 信託銀行子会社関係

（1）当初の業務範囲

利用者利便の向上、競争条件の公平性の確保等を勘案し、以下の業務を当初の業務範囲とする。

- ① 銀行法により認められる全ての業務
- ② 金銭の信託のうち、証券投資信託、指定金外信託（ファンドトラスト）、従業員持株信託、金信託
- ③ 金銭以外の信託

ただし、不動産の信託のうち、信託財産の処分を信託目的の全部又は一部とするものを除く。

- ④ 公益信託、特定贈与信託

（2）弊害防止措置

弊害防止措置については、信託銀行とその親子関係にある会社との間で、受益者の利益が損なわれる取引等が行われること等を防止する観点から、以下の措置を講ずることとする。

- ① 親子間信託に関する規制

金銭債権の信託について、信託銀行子会社

が 親金融機関から受託する金銭債権を、当該信託銀行子会社の金銭債権の受託財産額（新規受託額の前年度実績とする。）の50%以内とする。ただし、設立間もない信託銀行子会社に配慮する見地から、一定の経過措置を設ける。

② 親子間取引に関する規制

信託銀行の信託勘定と当該信託銀行と親子・兄弟関係にある金融機関又は証券会社との間との取引について、一定の規制を設ける。

③ 系列投信委託会社からの証券投資信託受託に関する規制

信託銀行子会社が、系列投信委託会社から受託する証券投資信託は、当該系列投信委託会社の当年度の設定額（追加設定額を含む。）の25%を限度とする。

④ 兼職に関する規制

イ. 親金融機関の役員又は職員が信託銀行子会社の役員又は職員（休職出向者を除く。）を兼任してはならないものとする。

ロ. 信託銀行子会社の職員については、設立後5年を経過した後50%を目指として、プロパー化を図るものとする。この場合、転籍出向者は出向時においてプロパーとみなされ、休職出向者は出向後2年経過した時点でプロパーとみなす。

⑤ 情報交換に関する規制

顧客に関する非公開情報の伝達については、顧客の書面による事前の同意があれば、可とする。

⑥ 店舗等の共用に関する規制

信託銀行子会社の本店は親金融機関の本店と同一建物に設置してはならない等の規制を行う。

その他、信託銀行子会社の支店、コンピュータ設備、ディーリングルーム等に関する規制を行う。

⑦ その他の弊害防止措置

信託銀行子会社が親金融機関を代理店とすること及び実質的に信託銀行子会社が親金融機関を代理店とすることを行ってはならないものとする。

3. 参入時期等

- (1) 金融機関の証券子会社による証券業務への参入については、親金融機関の営む業務と証券業務との間における親近性、親金融機関の店舗数等の格差等を勘案し、当面の参入の対象を、長期信用銀行、信託銀行及び系統中央機関のうち証券子会社の設立を優先する金融機関とする。
- 証券会社及び金融機関の信託銀行子会社による信託業務への参入については、銀行・証券間の相互参入の推進、親金融機関の店舗数等の格差等を勘案し、当面の参入の対象を証券会社並びに信託銀行子会社の設立を優先する長期信用銀行、外国為替専門銀行及び系統中央機関とする。
- (2) この場合において、市場の状況、経営に与える影響、親会社等の実情等を勘案し、証券会社及び信託銀行としての適格性を個別に判断し、所要の手続を経て、免許等を付与するものとする。
- (3) その後の参入については、制度改革の趣旨、改革実施後の状況、市場の状況、経営に与える影響等を勘案しつつ、当初参入から概ね1年程度を目途として更に検討していく。
- (4) 参入を行うに相応しい財産的基礎や適正に業務を遂行する能力を有する者については、その参入希望を尊重するとともに、一時期の過度の参入によって市場に混乱をもたらすことのないよう、秩序立った参入を認めていくものとする。
- (5) なお、証券会社（幹事会社）の最低資本金については100億円に、銀行の最低資本金については20億円にそれぞれ引き上げる。

4. 地域金融機関が本体で行う信託業務の範囲

地域金融機関が本体で行う信託業務の範囲は、土地信託（信託財産の処分を信託目的の全部又は一部とするものを除く。）、公益信託、特定贈与信託及び動産の信託とする。

5. 諸規制・諸慣行の見直し等

我が国の金融・資本市場において自由な競争を推進していく上で過度の制約要因となっているこ

とから、諸規制・諸慣行について、以下の通り見直し・撤廃を行うこととする。

(1) 三局指導

三局指導（本邦企業の発行する公募外債の主幹事業務を邦銀系海外証券現法が行うことを制限）については撤廃する。ただし、5年間の激変緩和措置として、発行額が少額の起債、純資産額が一定金額以上の企業の起債等から段階的に自由化を行うこととする。

これと併せ、本邦企業の外債発行について、親金融機関が関与することにより、証券取引法第65条の趣旨が損なわれることのないよう禁止行為を明確化する等の措置を講じるとともに、本邦企業の外債発行に係る引受の事前協議についての外証法に基づく届出規定（省令事項）を整備する。

(2) 私募債ルールの見直し

私募債市場を証券取引法の下で整備するに当たり、公募・私募の適正なバランスの確保に配意しつつ、社債市場の適正な機能発揮を確保する等の観点から、発行ロット、転売制限等に係る措置を当面存置するとともに、証券業務としての私募の取扱いの適正な遂行を確保すべく、業務の在り方等につき所要の措置を講ずる。

(3) 公募債市場における諸規制・諸慣行の見直し

公募債の適債基準及び商品性については、公募債市場のより一層の活性化を図るべく、早急に自由化、多様化を実現することを基本とし、現下の市場状況等を踏まえつつ、着実な緩和措置を講ずる。

(4) MMF・中国ファンドの商品性の改善

- ① MMFの最低預入単価の引下げを行う。
- ② MMF及び中国ファンドの利用におけるキャッシングの具体的スキームについて検討を行う。

◆平成5年度政府経済見通しについて

政府は、昨年12月20日、「平成5年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しに含まれる主要指標は以下のとおり。

主要経済指標

	平成3年度 (実績)	平成4年度 (実績) (見込み)	平成5年度 (見通し)	前年度比増減率(%)程度			
				平成4年度		平成5年度	
1. 国民総生産 国民総生産 民間最終消費支出 民間住宅 民間企業設備	兆円 (名目) 458.6 258.5 23.1 88.4	兆円程度 (名目) 472.3 267.4 24.1 85.1	兆円程度 (名目) 495.3 280.6 26.4 87.6	(名目) 3.0 3.5 4.2 △3.7	(実質) 1.6 1.5 2.5 △3.8	(名目) 4.9 4.9 9.7 2.9	(実質) 3.3 2.8 7.1 2.4
2. 雇用 労働力人口 就業者総数	万人 6,532 6,395	万人程度 6,575 6,430	万人程度 6,640 6,495		0.7 0.5		1.0 1.0
3. 鉱工業 鉱工業生産指数 対前年度比増減率	% △0.6	%程度 △5.3	%程度 3.3		—		—
4. 物価 総合卸売物価指数 対前年度騰落率 消費者物価指数 対前年度騰落率	% △1.2	%程度 △1.3	%程度 0.3 2.1	— —	—	—	—
5. 国際収支 経常収支 貿易収支 輸出入 輸入	兆円 12.0 15.1 41.5 26.4	兆円程度 14.6 17.0 42.0 25.0	兆円程度 14.2 16.6 43.9 27.3				

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文(略)において表明されている経済運営の下で想定された平成5年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすことであること、また、とくに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆大蔵省発表「先物取引の在り方について」

大蔵省は、12月22日、「先物取引の在り方について」を発表した。同発表は、先物取引等に係る証券市場の抱える問題に適切に対応し、現物・先物両市場の一層の健全な発展を図るという観点から、先物取引改善の基本的方向を取りまとめるとともに、この改善策に沿って具体的な措置を講ずるよう関係証券取引所および日本証券業協会に要請したもの。主な内容は以下のとおり。

- 取引の透明性の向上、投資家の不安心理の解消等に資するため、先物取引・裁定取引等のディスクロージャーの充実を図る。

2. フロント・ランニング、相場操縦的行為の禁止

や、証券会社の自己取引における過当数量取引を制限するため、規則の整備を行う。さらに、現物・先物両市場にわたる不公正取引監視体制の充実・強化を図る。

- 現物および先物市場における急激な価格変動が相互に過度な影響を与えないよう、相場がある程度変動した場合は、先物取引等または裁定取引を一時的に制限する等の仕組みを設けるため、所要の規則を整備する。

- 先物取引等に対するリスク・ヘッジ・ニーズ、先物取引等が現物市場に与える影響等に一層適切

に対応するため、大阪証券取引所において加重平均方式の指数による先物取引等の導入につき早急に準備を進める。

5. 現物・先物両市場の一体的な管理・運営を円滑に行う観点から、現物・先物の日々の市場管理および取引制度等の基本的事項について東京証券取引所・大阪証券取引所間の連携強化を図る。

◆郵政省発表「定額郵便貯金の金利の自由化等について」

郵政省は、12月25日、「定額郵便貯金の金利の自由化等について」を発表した。その内容は以下のとおり。

○ 今般、郵政省及び大蔵省は、定期預貯金及び定額郵便貯金の金利自由化について、以下のとおり合意した。

1. 定期預貯金の完全金利自由化及び定額郵便貯金の金利自由化を平成5年6月を目途に実施する。

2. 郵政大臣は、定額郵便貯金の利率を市場金利の動向に配意しつつ、10年利付国債表面利率（クーポンの利率）の水準及び定期預金その他の民間金融商品全般の金利水準を勘案して定める。

定額郵便貯金の利率（預入後3年経過時の利率）水準の目安を具体的に示せば、次のとおりである。

＜定額郵便貯金の利率水準が通常の場合＞

- （クーポンの利率）－（0.5%程度）
- （市場において形成される3年の固定金利定期預貯金の利率）×（0.95程度）

＜定額郵便貯金の利率水準が高水準の場合＞

- （クーポンの利率）－（0.5～1.0%程度）
- （市場において形成される3年の固定金利定期預貯金の利率）×（0.90～0.95程度）

（注）高水準の場合とは、当分の間、6%程度以上の場合とする。

3. 定額郵便貯金の利率の設定に当たっては、個人貯蓄分野において官民相互間に資金シフトが生ずることのないよう、十分配意する。

両省は、民間金融機関及び郵便貯金の利率の設定状況及び預貯金額に関する計数等を交換し、モニターを行う。

4. 定額郵便貯金の利率改定は、原則として毎月第1及び第3月曜日に行うものとし、このほか、金利の変動の激しい時は臨機に行う。なお、市場金利の動向に応じた安定的な金利設定にも配意するものとし、極端に小刻みな利率改定は避けるものとする。

5. 定額郵便貯金の利率が一般の金融機関の金利の形成に強い影響を及ぼすおそれがある場合において、大蔵大臣の求めがあった時は、郵政大臣は、利率を定めるに当たって、大蔵大臣と協議する。

6. 今回の合意によって、小口預貯金者への自由化メリットの還元、民間金融機関の自由な競争の促進又は個人貯蓄分野における官民相互間の資金シフトの回避等トータル・バランスの確保等について、金利による運用では実行があがらない場合には、両省は、必要に応じ商品性の見直しを含め、今回の合意の全般的な見直しを行うこととする。

○ 郵政省は、上記内容を踏まえ、定額郵便貯金の金利自由化に向けて、今後、次期通常国会に、郵便貯金法の改正案を提出すべく諸準備を進める。

◆平成5年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案について

政府は、昨年12月26日、平成5年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を閣議決定した（大蔵省原案の内示は12月21日）。その概要は以下のとおり。

平成5年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		5年度	平成4年度 当初予算比 増減(△)率
歳 入	租税および印紙収入	613,030	△ 1.9
	その他の収入	29,218	20.0
	うち国債整理基金特別会計受入金	1,866	△13.9
	その他の収入	27,352	23.4
	公債金	81,300	11.7
	合 計	723,548	0.2
歳 出	一般歳出	399,168	3.1
	うち社会保障関係費	131,457	3.2
	恩給関係費	17,766	△ 0.4
	文教・科学振興費	58,205	2.4
	防衛関係費	46,406	2.0
	公共事業関係費	73,354	5.7
	経済協力費	9,571	5.7
	中小企業対策費	1,951	△ 0.2
	エネルギー対策費	6,551	3.8
	食糧管理費	3,113	△ 9.0
	その他の事項経費	47,294	3.3
	予備費	3,500	0.0
	国債費	154,423	△ 6.1
	地方交付税交付金	156,174	△ 1.0
	産業投資特別会計へ繰入れ	13,783	6.0
	合 計	723,548	0.2

(注) NTT無利子融資制度。なお、産業投資特会会計へ繰入れのための財源については、国債整理基金特会からの受入れのほか、建設公債を発行。

平成5年度財政投融資計画

(単位 億円、%)

		5年度	平成4年度 当初予算比 増減(△)率
原 資 内 訳	産業投資特別会計	577	△ 0.7
	資金運用部資金	376,595	12.5
	うち郵便貯金	104,000	5.1
	厚生年金・国民年金	71,900	△ 0.6
	簡保資金	70,534	16.5
	政府保証債政府保証借入金	20,000	11.1
	うち政府保証債	20,000	11.1
	政府保証借入金	—	—
	合 計	467,706	13.0
	政府系金融機関	179,034	11.0
運 用 別 内 訳	うち住宅公庫	69,055	6.6
	中小公庫	22,100	7.0
	公共事業実施機関	58,709	12.4
	うち日本道路公団	24,159	5.1
	住宅・都市整備公団	14,023	34.1
	その他公団・事業団等	71,213	18.5
	うち年金福祉事業団	26,197	17.2
	国鉄清算事業団等	21,733	34.6
	地方公共団体	57,000	16.4
	資金運用事業分	91,750	7.4
内 訳	うち郵便貯金特別会計	47,500	0.0
	年金福祉事業団	24,250	1.5
	簡保福祉事業団	20,000	42.9
	合 計	457,706	12.2

(注) 原資内訳合計と運用別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債引受け(10,000億円)。

◆現行金利一覧

(5年1月18日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.25	4. 7.27 (3.75)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.5	4. 7.27 (4.0)
短期プライムレート	4.50	4.12.14 (4.75)
長期プライムレート	5.5	4.11. 2 (5.7)
住宅ローン		
・固定金利型	6.6	4.10. 1 (6.78)
・変動金利型	5.7	4.10. 1 (6.0)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	5.5	4.11. 2 (5.7)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	5.5	4.11. 2 (5.7)
・住宅金融公庫	4.55	4. 7.20 (4.9)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.8	4.12.24 (4.95)
(期間5年~7年)	4.85	4.12.24 (5.0)
(期間7年以上)	4.9	4.12.24 (5.05)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金 (期日指定定期)		
1年	3.82	4. 8.17 (4.15)
2年	4.07	4. 8.17 (4.4)
・普通預金	0.38	4. 8.17 (0.5)
・貯蓄預金 40万円タイプ	2.10	4. 9. 7 (2.27)
20万円タイプ	2.10	4. 9. 7 (2.22)
・定期積金	2.28	4. 8.17 (2.4)
・市場金利連動型定期積金		
3年未満	2.32	4.12. 7 (2.50)
3年以上	2.51	4.12. 7 (2.71)
・通知預金	0.63	4. 8.17 (0.75)
郵便貯金金利		
・定期貯金 (1年以上1年6か月未満)	2.82	4. 8.17 (3.15)
・積立貯金 (1年)	2.47	4.12. 7 (2.67)
・通常貯金	1.8	4. 8.17 (1.92)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 ①		
1年以上のもの	3.82	4. 8.17 (4.15)
2年以上のもの	4.12	4. 8.17 (4.45)
5年以上のもの	4.5	4.11. 6 (4.7)
・貸付信託 ②		
2年のもの	4.27	4. 8.21 (4.6)
5年のもの	4.62	4.11. 6 (4.82)

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。
3. 信託配当率は各行自主決定金利。
- ① 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。
- ② 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(5年1月18日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 <u>4.667</u> 4.8 <u>100.90</u>	〈12月債〉 4.763 4.8 100.25
割引国債 (5年)	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 <u>4.433</u> <u>3.546</u> <u>80.50</u>	〈11月債〉 4.695 3.749 79.50
政府短期証券 (60日)		〈8月3日発行分~〉 応募者利回 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈4月13日発行分~〉 3.141 3.125 99.4863
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 <u>4.937</u> 4.9 99.75	〈12月債〉 5.037 5.0 99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 <u>4.974</u> 4.9 99.50	〈12月債〉 5.075 5.0 99.50
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 4.100 4.1 100.00	〈12月債〉 4.100 4.1 100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 4.600 4.6 100.00	〈12月債〉 4.600 4.6 100.00
割引金融債	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈1月債〉 <u>3.745</u> <u>3.060</u> <u>3.60</u> <u>96.39</u>	〈12月債〉 3.820 3.114 3.66 96.30

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、11月17日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、12月24日、11月17日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

足元の景気については、緩やかなテンポで着実に拡大しているとの認識。すなわち、需要面では個人消費がわずかながら伸びを高めているほか、設備投資関連の非国防資本財出荷も、情報関連機器を中心に、比較的堅調に増加した。また、住宅投資も年央以降緩やかに回復している。一方、在庫面では、製造業、卸売・小売の各段階で積み増しが行われたことから第3四半期も前期に引き続き増加した。こうした需要動向を受けて生産面では、鉱工業生産も緩やかな増加が続いている。雇用面では、非農業部門雇用者数は、8月、9月と2か月連続で減少したものの10月にはわずかながら増加に転じ、とくにサービス業での雇用が好伸した。貿易収支は、輸出が伸び悩んだ一方、輸入が資本財、消費財を中心に増加したことから、赤字幅が拡大している。また、物価面では、PPI、CPIとも総じて落着いた動きが続いている。

この間、金融調節スタンスについてみると、前回のFOMC（10月6日）では、現状の金融調節スタンスを維持しつつ、今回FOMC開催までの期間につき、一段の金融緩和を実施する可能性を留保するとの方針が採用された。もっとも、その後、マネーサプライを含め改善を示す指標が徐々に増えたことから、緩和措置の実施は見送られた。金利面では、FFレートはいったん強含んだあと軟化したのに対し、その他の金利は総じて上昇をみた。

マネーサプライの動向をみると、M₂はこれまでの金利低下の累積効果等を背景に決済性預金が堅調に増加したことなどを反映して、10月に入り伸びが幾分高まったのに対し、M₃は引き続き低めの伸びにとどまった。なお、ターゲットレンジとの関係で

は、M₂、M₃とも10月中は一貫してその下限を下回っている。

2. 先行きの景気・物価動向に対するFOMCの見解

先行きの景気についてのFOMCメンバーの見解をうかがうと、景気回復のテンポは従来の予想を上回る勢いを示しつつあり、先行きも、物価安定の下で緩やかな景気回復過程が持続するものと予想。もっとも内需が個人消費、設備投資を中心に総じて緩やかな回復軌道をたどると見込まれている一方で、輸出については海外景気の動向いかんでは景気回復の足を引っぱる恐れがある点を指摘。また、93年には新政権の下、財政支出の拡大が図られる可能性がある点も景気の先行きに対する不確実性を増幅していると認識。なお、企業や家計のバランスシート調整が進捗し債務負担が軽減されてきたことや、収益の回復、自己資本比率の改善等を背景に銀行が貸出し前向きに対応しうる体制が整いつつあることも、景気の先行きを展望するうえで、明るい材料として指摘されている。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融政策については現状の金融調節スタンスを維持することを決定。また先行きについてはダウントサイドリスクの存在等にかんがみ金融緩和の可能性を留保する方針を採用。ただしJordan理事はM₂の伸び率をターゲットレンジまで引上げるため、即時の緩和を主張した一方、LaWare、Melzer両理事はM₁の増加等からみて現状の金融政策はすでに充分景気刺激的であるとして、先行きについてむしろ中立スタンスへ復帰することを主張。

この間、マネーサプライに関しては流通速度の上昇を考慮して93年のM₂のターゲットレンジ（現在は暫定的に2.5～6.5%と設定）を引下げる方向で概ね合意（正式には93年2月のFOMCで決定）。なお、当面のマネーサプライの目標レンジ（92年9月→12月）は、M₂について以下のとおり変更された。

前回（%）→ 今回（%）

M ₂	2.0	3.5
M ₃	1.0	1.0

米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

	開催日	マネーサプライ短期目標			基本方針	政策スタンス変更の余地
		期間	M ₂ (%)	M ₃ (%)		
91年	3/26	3月→6月	5.5	3.5	現状維持	中立
	5/14	3月→6月	4.0	2.0	現状維持	中立
	7/ 2~3	6月→9月	5.5	3.0	現状維持	中立
	8/20	6月→9月	0.0	-1.0	現状維持	緩和方向
	10/ 1	9月→12月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	11/ 5	9月→12月	3.0	1.0	わずかながら緩め	緩和方向
	12/17	11月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
92年	2/ 4~5	12月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	3/31	3月→6月	3.5	1.5	現状維持	緩和方向
	5/19	4月→6月	2.5	1.5	現状維持	中立
	6/30~7/1	6月→9月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向
	8/18	6月→12月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向
	10/ 6	9月→12月	2.0	1.0	現状維持	緩和方向
	11/17	9月→12月	3.5	1.0	現状維持	緩和方向

◆ブッシュ大統領、財政収支見通しを議会に提出

ブッシュ大統領は1月6日、「財政収支見通し（BUDGET BASELINES, HISTORICAL DATA, AND ALTERNATIVES FOR THE FUTURE）」を議会に提出した。本見通しは例年の年頭予算教書に相当するものであるが、本年は1月20日にクリントン次期大統領への政権移行が予定されていることから、内容的にはブッシュ政権による現行政策が維持されることを前提としたうえでの歳入、歳出、および財政収支に関する見通しを示すにとどまっている（正式な

94年度予算教書についてはクリントン政権への移行後、新政権によって改めて提出される予定）。

今回見通しの内容をみると、財政赤字は93年度については預金保険関連支出の下振れを主因に前回見通し（Mid-Session Review<92年7月>）に比べ赤字縮小方向に修正されたものの、94年度以降については、各年度とも軒並み赤字拡大方向に修正されている（なお、赤字額は93年度をピークに94~96年度にかけて緩やかに減少するものの、97年度には増加し、再び3,000億ドル台に達する見通し）。

財政収支見通しの概要

(単位 億ドル)

	1992年度実績	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度
歳入	10,916	11,476 (11,629)	12,303 (12,531)	13,056 (13,264)	13,785 (14,019)	14,397 (14,639)	15,234
歳出	13,818	14,749 (15,039)	15,227 (15,273)	15,780 (15,448)	16,448 (16,196)	17,447 (17,006)	18,432
財政収支	△2,902	△3,273 (△3,410)	△2,924 (△2,742)	△2,724 (△2,184)	△2,664 (△2,177)	△3,050 (△2,367)	△3,198
うち預金保険関連収支	△ 26	△ 155 (△ 594)	△ 162 (△ 267)	71 (281)	149 (226)	113 (219)	69
収支尻改訂幅		137	△ 182	△ 540	△ 487	△ 683	

(注) () 内は前回（92年7月）見通し。

◆フランス銀行、政策金利を引上げ、併せて仏独両国政府・中央銀行、共同コミュニケを発表

フランス銀行は、1月5日、フランス・フランの売り圧力増大に対処して、これまで主たる金融調節手段となっていた5~10日物現先オペ（金利10%）を一時停止し、これに代えてオーバーナイト物現先オペを金利12%で実施する旨発表（即日実施）。

一方、これと同時に仏独両国政府・中央銀行は、「経済ファンダメンタルズに照らし現行の両国通貨間基準相場は完全に妥当なものであり、両国中央銀行はEMSの円滑な機能確保のため密接な協調を継続する」との共同コミュニケを発表。

◆スイス国立銀行、公定歩合を0.5%ポイント引下げ

スイス国立銀行は、1月7日、公定歩合を0.5%ポイント引下げ5.5%とし、翌8日より実施した。本措置につきスイス国立銀行は、「最近におけるスイス市場金利の低下を勘案したもの」と説明。

◆オランダ銀行、ベルギー国立銀行、政策金利を引下げ

オランダ銀行およびベルギー国立銀行は、1月7日、以下のとおり政策金利の引下げを発表、翌8日より実施した。

(1) オランダ

基準割引歩合	7.75%→7.50%	(△0.25%ポイント)
債券担保貸付歩合	8.25%→8.00%	(△0.25%ポイント)
約束手形割引歩合	8.75%→8.50%	(△0.25%ポイント)
市場介入金利	8.60%→8.50%	(△0.10%ポイント)

(2) ベルギー

公定歩合	7.75%→7.50%	(△0.25%ポイント)
高率適用金利	10.25%→10.00%	(△0.25%ポイント)

本措置について両行では、「最近の外為市場においてベルギー・フランとオランダ・ギルダーが強調裡に推移していることを勘案したもの」とコメント。

◆オーストリア国立銀行、政策金利を引下げ

オーストリア国立銀行は、1月7日、以下のとおり政策金利の引下げを発表、翌8日より実施した。本措置は、同日のブンデスバンクのオペ金利引下げおよびスイス国立銀行の公定歩合引下げに追随したもの。

公定歩合 8.00%→7.875%

オペ金利 8.5% →8.4%

なお、ロンバート・レートは9.25%のまま据置き。

◆ロシア、人民代議員大会を開催し、セルノムイルジン氏の首相選出等を決定

ロシアでは、12月1~14日にかけて開催された第7回人民代議員大会において、①改革派のガイダール首相代行の首相就任が否決され、中道派のセルノムイルジン副首相が首相に選出されたほか、②大統領に大幅な人事権、経済政策執行権を認めた「非常大権」（91年11月の人民代議員大会で92年11月を期限として大統領に付与）の更新が見送られ、今後の大統領権限および大統領と議会の関係については、新憲法作成後これを国民投票（93年4月11日実施予定）に諮る旨決定された。

◆ロシア、セルノムイルジン新内閣成立

エリツィン大統領は、12月23日、新内閣の組閣に関する大統領令を公布し、改革派が主流を占める主要メンバーのほぼ全員を留任させるとともに、同じく改革派のショードロフ氏（現世銀理事）を新たに副首相に任命した。なお、ガイダール前首相代行は大統領の経済問題顧問団の団長に就任。

首 相	セルノムイルジン*
第一副首相	シュメイコ
副 首 相	サルティコフ
	ショードロフ*
	ヒジャ
	チュバイス
	シャフライ
	ショーヒン
	ヤーロフ*

*は新任

◆チェコ・スロバキア、連邦制を解体

1. チェコ・スロバキア連邦共和国は、92年12月31日、「連邦消滅法」（注1）に基づいて連邦制を解体したあと、93年1月1日にはそれぞれ独立した主権国家（注2）へと移行した。

チェコ、スロバキア両共和国は、92年6月に連邦制を解体することで基本合意した後、92年末をめ

どに分離独立後の両共和国の関係について検討を進めてきたが、最終的に通貨、税制、財産分割等33項目につき合意し、平和裡に連邦解体にこぎつけた。

(注1) 第1項「連邦は本年（92年）12月31日をもって消滅し、チェコとスロバキアが継承国となる」

(注2) チェコ共和国 (The Czech Republic)

首都：プラハ

スロバキア共和国 (The Slovak Republic)

首都：ブラチスラバ

2. 分離独立後の両共和国の関係は以下のとおり。

(1) 通貨、税制、関税

①通貨の分離

両共和国は、とりあえず93年中ごろまで現行の共通通貨コルナを使用するが、その後、時機をみて両国とも独自の通貨を発行する（交換比率1：1）。なお、共通通貨を使用する期間両共和国は、通貨評議会（Monetary Committee）を設立し、協調して金融政策運営にあたる。

②税制の統一

税制については分離独立後も共通の税体系を採用する。

③関税同盟

両共和国間の貿易は非関税とする。

(2) 連邦財産の分割

旧チェコ・スロバキア連邦の所有財産について、「連邦財産分割法」に従って、不動産は原則「所在地主義」、動産は「チェコとスロバキアの人口比率（2：1）」に基づき分割する（注）。

(注) ただし、IMFの加盟割当、出資額（クオータ）の分割については、「連邦財産分割法」によらず別途IMFの定める原則によって分割。

なお、中央銀行の分離については、チェコ・スロバキア国立銀行 (The State Bank of Czechoslovakia) を93年1月1日をもってチェコ国立銀行 (The Czech National Bank) およびスロバキア国立銀行 (The Slovak National Bank) に分離（旧国立銀行の資産は、「連邦財産分割法」に基づき、2：1に分割）。

◆チェコ・スロバキア国立銀行、公定歩合を1.5%ポイント引上げ

チェコ・スロバキア国立銀行は、12月28日、公定歩合を1.5%ポイント引上げ、9.5%とする旨発表し、30日より実施した。

◆ハンガリー国立銀行、政策金利を1%ポイント引下げ

ハンガリー国立銀行は、12月27日、政策金利を1%ポイント引下げ、20%とする旨発表し、93年1月1日より実施した。

◆ASEAN、AFTA (ASEAN自由貿易圏)

実現の具体策としてCEPT(共通効果特恵関税)を導入

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、1月1日、ASEAN自由貿易圏（注）の実現に向け、その具体策として概要以下のような共通効果特恵関税(CEPT)を導入。

(注) 2008年までの15年間で、工業製品と農業加工品にかかる域内関税を5%以下に引下げ、域内の貿易・投資活動の活性化を目指す構想（92年1月ASEAN首脳会議にて採択）。

(1) 一般品目

①現行関税率20%超の品目については5～8年以内に20%に引下げ、さらにその後7年以内に5%以下に引下げる、②現行関税率20%以下の品目は15年以内に5%以下に引下げる。

(2) 優先品目（関税引下げに伴う域内メリットの大きい電子機器、繊維、化学製品等15分野）

現行関税率20%超の品目は10年以内、同20%以下の品目については7年以内にそれぞれ関税率を5%以下に引下げる。

◆台湾、立法院総選挙は野党民進党が躍進

台湾は、12月19日、立法院（議会に相当）初の総選挙を実施した。選挙の結果、与党国民党は53%の得票率を確保し議席の過半数を維持したものの、野党第1党の民進党が得票率を伸ばしており（今回得票率31%、91年国民大会選挙同24%）、同党の躍進が目立つ結果となった。

◆インドネシア、1993年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月7日、93年度（93年4～94年3月）予算案を発表した。これによると予算総額は、62兆3,221億ルピア、前年度当初予算比+11.1%と、非石油・ガス収入の伸長等に支えられ、前年とほぼ同水準の伸びを確保している。

本予算案を歳入・歳出別にやや詳しくみると以下のとおり。

1. 歳 入

石油・ガス収入については、原油価格を前年に比べ1ドル高く設定（92年度17ドル／バレル→18ドル／バレル）したこと等から、若干の上昇が見込まれている（前年度当初予算比+8.5%）。一方、非石油・ガス収入については、徴税体制の強化に加え、工業製品の輸出増加（海外からの直接投資受入れ拡大に伴う工場立上がり本格化が主因）に伴う企業業績の堅調等を背景に所得税収入の好伸（同+35.9%）が見込まれていることから、予算全体の伸びを上回る增收が達成される見通し（同+15.6%）。

このため、歳入全体に占める非石油・ガス収入のウエイトも、このところ着実な上昇をみている（91年度49.8%→92年度58.0%→93年度60.4%）。

この間、海外からの援助・借入れ等については、対外債務増大回避の観点から借款受入れに対し慎重なスタンスを堅持していることから、前年度比小幅減少（同△0.5%）を想定している。

2. 歳 出

経常歳出については、公務員・軍人給与の引上げに伴う人件費増大（同+19.1%）が見込まれるもの、最近のオフショア・ローン取入れの抑制から対外債務支出の伸びが前年に比べ鈍化する（92年度+10.6%→93年度+5.1%）とみられること等から、全体では予算総額並みの伸びとなっている。

また、開発歳出については、運輸・通信等インフラ整備関連を中心に前年度に引き続き2桁の伸び（同+10.1%）を確保したかたちになっている。

イ ン ド ネ シ ア の 1 9 9 3 年 度 予 算 (93/4~94/3月)

(単位 億ルピア、%)

	1992年度 (当初予算)	93年度	前年度比	構成比
歳 入	561,086	623,221	11.1	100.0
国 内 歳 入	465,084	527,690	13.5	84.7
石油・ガス収入	139,475	151,276	8.5	24.3
非石油・ガス収入	325,609	376,414	15.6	60.4
所 得 税	109,300	148,485	35.9	23.8
付 加 價 値 税	110,322	116,826	5.9	18.7
海外からの援助・借入等	96,002	95,531	△ 0.5	15.3
歳 出	561,086	623,221	11.1	100.0
経 常 歳 出	331,966	370,949	11.7	59.5
人 件 費	91,445	108,945	19.1	17.5
対 外 債 務 支 出	156,270	164,258	5.1	26.4
開 発 歳 出	229,120	252,272	10.1	40.5